



2024年7月18日

各 位

会社名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 本橋 学
(コード番号：9204 東証グロース)
問合せ先 執行役員・I R 室長 田上 馨
(TEL 03-6853-7222)

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年8月16日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,200株
(3) 処分価額	1株につき 733 円
(4) 処分価額の総額	11,874,600円
(5) 割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く）7名 16,200株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において、①本制度に基づき、対象取締役に対し譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、1年間から10年間までのうち当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役7名に対して本自己株式処分として当社の普通株式16,200株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分においては、当社から対象取締役に対して金銭債権合計 11,874,600 円を支給し、対象取締役は支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象取締役との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象取締役に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当株式について、2024年8月16日（払込期日）から、一定数ごとに、概ね1年間、2年間、又は3年間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 謙渡制限の解除条件

対象取締役が、各譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位にあったことを条件として、各譲渡制限期間満了日において、譲渡制限期間が満了した本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に当社が正当と認める理由により上記の地位を喪失した場合、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限を解除することができる。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の役職員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である733円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上